

医療措置協定締結のメリットについて

1. 診療報酬加算について

医療措置協定を締結することで、以下の診療報酬の施設基準の要件の一部を満たします。
診療報酬加算への詳細な要件や手続等は厚生労働省関東信越厚生局へお問合せください。

	感染対策向上加算 1	感染対策向上加算 2	感染対策向上加算 3	外来感染対策向上加算	連携強化加算
点数	710点	175点	75点	6点 _{*1}	5点
算定要件	入院初日	入院初日	入院初日 + 入院期間が90日を超える毎に1回	患者1人の外来診療につき月1回	処方箋受付1回ごと
施設基準（抜粋）	第一種協定指定医療機関	第一種協定指定医療機関	第一種協定指定医療機関 または 第二種協定指定医療機関 （発熱外来に限る）	第二種協定指定医療機関 （発熱外来に限る）	第二種協定指定医療機関

* 1：適切な感染防止対策を講じた上で発熱患者等の初診を行った場合、月1回に限り20点加算される（発熱患者等対応加算）

措置の内容	協定締結の対象者				
	病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
病床の確保 （法第36条の2第1項第1号）	○	○			
発熱外来の実施 （法第36条の2第1項第2号）	○	○	○		
自宅療養者等への医療の提供 （法第36条の2第1項第3号）	○	○	○	○	○
後方支援 （法第36条の2第1項第4号）	○	○			
人材派遣 （法第36条の2第1項第5号）	○	○			

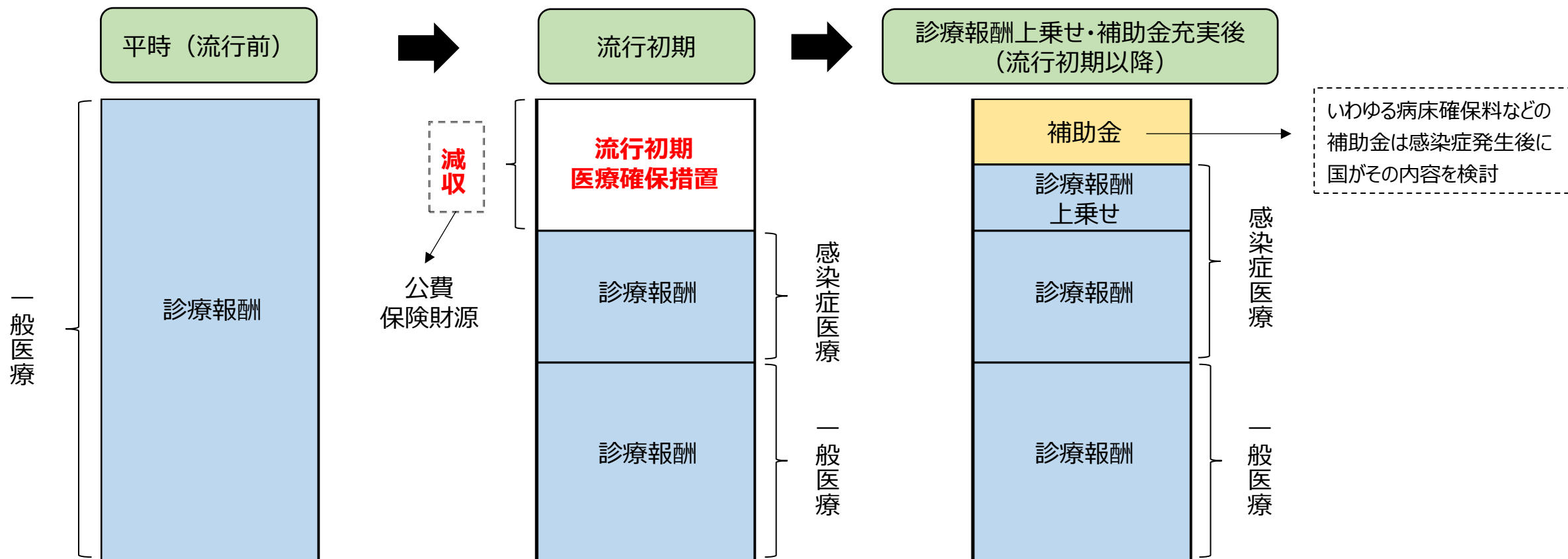
...第一種協定指定医療機関
...第二種協定指定医療機関

医療措置協定締結のメリットについて

2. 流行初期医療確保措置

流行初期医療確保措置の概要

- 大きな経営上のリスクのある流行初期（感染症発生の大臣公表後から3か月程度を想定）に感染症医療を提供する医療機関（病床の確保又は発熱外来の実施）に対し、**診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間、財政的な支援を行う**
- **感染症医療の提供**（感染症患者の入院受入れや発熱患者の診察など）**を行った月の診療報酬収入額が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額が支援される**
- **病床確保**（入院医療）を行う医療機関は**外来も含めた診療報酬収入全体を勘案し**、**発熱外来のみ**を行う医療機関は**外来分の診療報酬収入のみを勘案する**



医療措置協定締結のメリットについて

2. 流行初期医療確保措置

埼玉県における流行初期医療確保措置の対象となるための基準

○ 流行初期から病床確保又は発熱外来を担う医療機関のうち以下の基準を満たす者が対象となる

【病床確保の場合】

- ① 措置の実施に係る都道府県知事の要請_{*1}があった日から起算して原則7日以内に実施するものであること
- ② 通知又は医療措置協定に基づき、当該措置を講ずるために確保する病床数_{*2,3}が、一般病床、精神病床、療養病床及び結核病床の中で最も使用許可を得ている病床の種別について、以下の区分に応じて一定数以上であること
- ③ 後方支援の役割を担うよう通知を受けた又は医療措置協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他病床の確保を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること

区分	確保する病床数（感染症病床除く）
(a) 当該病床の許可病床数 _{*4} が300床以上	30床以上
(b) 当該病床の許可病床数が300床未満	当該許可病床数の10%以上（少なくとも20床以上） _{*5}

（具体例1）一般病床250床、精神病床100床、療養病床50床の使用許可を得ている医療機関の場合

⇒ 一般病床が最も使用許可を得ており、その許可病床数が250床のため、区分（b）に該当し、確保する病床数は25床以上となる

（具体例2）一般病床100床、精神病床300床の使用許可を得ている医療機関の場合

⇒ 精神病床が最も使用許可を得ており、その許可病床数が300床のため、区分（a）に該当し、確保する病床数は30床以上となる

*1：感染動向に応じ、確保する病床数の範囲内で知事が必要と判断した病床数の即応病床化を要請

*2：全額公費で医療機関の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、確保する病床は地域住民の入院受入れを行うことが前提

*3：重症病床又は特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児患者、透析患者、障害児者、精神疾患を有する患者、認知症患者）の専用病床は3床分として扱う

*4：許可病床数とは、管轄の保健所に医療法上の許可（使用許可）を得ている病床数を指す

*5：有床診療所の場合、確保する病床数を、管轄の保健所に医療法上の許可（使用許可）を得ている病床数の50%以上（端数切捨て）とする

【発熱外来の場合】

- ① 措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施するものであること
- ② 通知又は医療措置協定に基づき、1日当たり10人を目安_{*6}に新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること

*6：全額公費で医療機関の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、かかりつけ患者だけに限らず地域住民の診療を行うことが前提